

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品の物価高騰支援	①食料品の物価高騰に対する支援として、各世帯に市民一人当たり4千円の現金支給を行う。 ②現金給付および事務費 ③給付金 4千円×39万1千人=1,564,000千円 事務費 347,439千円 事務費の内訳[需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④市民全員	R8.3	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金の減免	①原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響は生活者や事業者に及んでおり、家計負担軽減や事業者支援を目的とする。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免分及び事業実施に必要なシステム改修費等 ③水道料金減免分:314,100千円 システム改修費:10,000千円 郵便代:1,700千円 [役務費(郵送料等)、人件費 等として支出] (うち280,800千円に交付金を充当) ④本市との全給水契約者 ※ 令和7年6月～令和7年7月検針分が対象。 ※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象外である国、府、市などの公共施設等については一般財源を充当し、市の単独事業として実施します。 ※ 生活保護等による水道料金等の福祉減免対象者は除く。	R7.4	R7.7
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援事業(R6補正分)	①本事業費で、コロナ禍における物価上昇による給食の食材料費の上昇分を補填する形で支援することにより、保護者負担となる給食費を引き上げることなく、食材料を安定的に確保し、献立通りの給食を継続して提供するため。 ②小・中学校の給食にかかる食材料費 ③積算根拠(対象数、単価等) 令和7年度見込額を基に算出 A 小学校 20,000人×197回(年間)×30.52円≒120,248千円 B 中学校 10,000人×喫食率38.5%×198回(年間)×39.03円≒29,752千円 A+B=150,000千円(うち、45,000千円に交付金を充当) ④保護者、枚方市学校給食会 ※教職員は支援対象から除く。 事業No.8と同一事業であるが、事業No.6にはR6補正分を充当する	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	市内事業者及び生活者へのポイント付与事業	①物価高騰の影響を受ける事業者及び生活者を支援するために、市が決済事業者と提携し、対象市内店舗の利用者がキャッシュレス決済サービスを利用する場合にポイント還元を行うことで、市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を促進するもの。 ②キャッシュレス決済サービスプラットフォーム等の委託料(ポイント還元相当分含む) ③ポイント還元委託料 163,000千円(還元率15% 1回上限500円 期間上限3,000円 CP期間:2か月/ポイント原資132,000千円、事務費31,000千円(運営費、手数料、販促費、プロモーション費等) ④市内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用した者	R7.8	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援事業(R7予備費分)	①本事業費で、コロナ禍における物価上昇による給食の食材料費の上昇分を補填する形で支援することにより、保護者負担となる給食費を引き上げることなく、食材料を安定的に確保し、献立通りの給食を継続して提供するため。 ②小・中学校の給食にかかる食材料費 ③積算根拠(対象数、単価等) 令和7年度見込額を基に算出 A 小学校 20,000人×197回(年間)×30.52円≒120,248千円 B 中学校 10,000人×喫食率38.5%×198回(年間)×39.03円≒29,752千円 A+B=150,000千円(うち、105,000千円に交付金を充当) ④保護者、枚方市学校給食会 ※教職員は支援対象から除く。 事業No.6と同一事業であるが、事業No.8にはR7予備費分を充当する	R7.4	R8.3
6	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	水道料金の福祉減免制度対象世帯への支援	①水道料金の福祉減免制度対象世帯に1世帯当たり3千円を事業No.5に加算して現金支給する。 ②現金給付費 ③給付金 3千円×11,400世帯=34,200千円 事務費は事業No.5に計上 ④福祉減免対象世帯:生活保護世帯、母子・父子世帯、身体障害者世帯等	R8.3	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費支援事業(R7補正分)	①本事業費で、コロナ禍における物価上昇による給食の食材料費の上昇分を補填する形で支援することにより、保護者負担となる給食費を引き上げることなく、食材料を安定的に確保し、献立通りの給食を継続して提供するため。 ②小・中学校の給食にかかる食材料費 ③積算根拠(対象数、単価等) 令和7年度見込額を基に算出 A 小学校 20,000人×197回(年間)×70.59円≒278,124千円 B 中学校 10,000人×喫食率38.5%×198回(年間)×90.31円≒68,843千円 A+B=346,967千円 ④保護者、枚方市学校給食会 ※教職員は支援対象から除く。 事業No.6、8と同一事業であるが、事業No.6にはR6補正分、No.8にはR7予備費分を充当する。	R8.3	R8.3